

2024年10月1日

各位

三井住友信託銀行株式会社

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。

こうした状況を踏まえ、三井住友信託銀行では、以下の対応を実施いたします。

1. 新規開設される当座勘定について、手形・小切手の発行を停止します

2024年11月1日(金)以降に開設いただく当座勘定を対象に、手形・小切手の発行を停止します。対象となる当座勘定から現金出金が必要となる場合は、当社所定の払戻請求書でお取引店の窓口にてご請求ください。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します

2024年11月1日(金)より、2027年4月以降を期日とする手形等(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む)について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等をお持ちのお客さまは、2024年10月31日(木)までにお取引店にお持ち込みください。また、2024年11月1日(金)以降に、2027年4月以降を期日とする手形を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただくようお願いいたします。

3. 個人のお客さまについて、当座勘定の新規開設の取り扱いを停止します

2024年11月1日(金)より、個人のお客さまについて、「当座勘定(一般当座)」「個人当座」「専用手形口」「当座貸越専用口座」の新規開設の取り扱いを停止します。個人のお客さまは、普通預金もしくは普通預金(無利息型)をご利用ください。

4. 「当座勘定(一般当座)」で払戻請求書によるお支払いを取り扱います

2024年11月1日(金)より、手形・小切手によるお支払いのほか、当社所定の払戻請求書によるお支払いをお取り扱いします。当社所定の払戻請求書と当社所定の口座番号のわかる書類または本人確認書類をご提示ください。

以上